2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　本入札手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

なお、参加表明書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ⓐ　予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ⓑ　四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち測量の認定を受けている者であること。

ⓒ　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

ⓓ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。

ⓔ　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ⓕ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を指名しない。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成31年３月18日付け四国地方整備局長）に示すところにより四国地方整備局長から平成31年度四国山地航空レーザ計測業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を指名通知日までに受けている者であること。

なお、設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合は、技術提案書の提出期限までに指名停止措置を受けた会社に代わる構成員を補充したうえで、新たに設計共同体としての資格の認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

⑵　入札参加者を選定するための基準　四国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績、配置予定技術者の資格、業務の経験、手持ち業務等を勘案するものとする。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　価格及び技術等に関する資料をもって参加した入札者について、入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②　評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

③　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づき調査を行うものとする。

④　品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

⑵　総合評価の方法

①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

③　技術評価点の算出方法　技術等に関する資料の内容に応じて、下記ⓐ、ⓑ及びⓒの評価項目毎に評価を行い、評価に応じた得点を与える。

ただし、調査基準価格又は品質確保基準価格を設定する場合においては、ⓓの項目評価を行い、評価に応じた得点を与える。

ⓐ　配置予定技術者の経験又は能力

ⓑ　実施方針等

ⓒ　評価テーマに対する技術提案

ⓓ　技術提案の履行確実性　上記の技術評価の得点を以下のとおり算出し、技術評価点とする。

なお、技術評価点の配分点は60点とする。

技術評価点＝（技術評価点の配分点）×〔（技術評価の得点合計）÷（技術評価の配点合計）〕

技術評価の得点合計＝（ⓐに係る得点）＋（技術提案の得点）×（ⓓ技術提案の履行確実性度）

技術提案の得点＝（ⓑに係る得点）＋（ⓒに係る得点）

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒779―4806 徳島県三好市井川町西井川68―１　四国地方整備局四国山地砂防事務所総務課建設専門官　電話0883―72―5400（内線403）ＦＡＸ0883―72―6551

⑵　指名競争参加資格の申請の時期及び場所　上記２⑴①ⓑに掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において随時受け付ける。

また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局契約課調査係　電話087―851―8061）においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑶　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成31年３月18日から平成31年６月18日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後６時00分まで電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムのＵＲＬは次のとおりである。

http://www.e-bisc.go.jp

⑷　参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、２⑴①ⓑの一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

⑸　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法　平成31年３月19日から平成31年４月２日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成31年３月19日から平成31年４月２日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分までに、上記１）に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

⑹　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法　平成31年４月18日から平成31年６月６日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成31年４月18日から平成31年６月６日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分までに、上記１）に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。